

平成 30 年 6 月 6 日

兵庫県 技術企画課

余裕期間制度に係る限定措置について

1. 内容

平成 29 年度補正予算で発注する工事に限り、要領 4 (1) 余裕期間の設定②における発注者が設定する余裕期間について、「60 日を越えない範囲」を「120 日を越えない範囲」とする

2. 適用時期

平成 30 年 6 月 6 日以降の入札公告案件から適用